

道整第359号
平成30年11月27日

関係各位

山口県土木建築部道路整備課長

大島大橋の特殊車両通行について（お願い）

平素より山口県の道路行政に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
大島大橋につきましては、先月の外国船籍貨物船の衝突により甚大な被害が発生したことから、車両の通行規制を行っており、関係者の皆様方には多大なご迷惑をお掛けしていることをお詫びいたします。

この度、応急復旧工事が完了し、通行規制を解除することとなりましたが、大島大橋につきましては、20トンを超える車両が通行する場合、特殊車両通行許可が必要となっています。また、橋梁本体が損傷を受けた状態で、本復旧工事が完了していないことから、特殊車両の通行について下記のとおり制限させていただきますので、何卒ご理解いただきご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、今後は現地にて許可証の確認等を不定期に実施する予定であることを申し添えます。

記

1. 規制期間 平成30年11月27日15時から本復旧工事完了まで
2. 規制車両 総重量が20トン超40トン以下の車両
※総重量が40トンを超える車両は通行できません
3. 通行方法 特殊車両通行条件Dとする
(通行時間21時～6時)
4. その他 ○既に許可済みの車両についても適用する
○大島大橋を通行する予定時間を、予め柳井土木建築事務所維持管理課に必ず連絡すること
○本復旧工事期間中は、作業の状況により総重量20トンを超える特殊車両の通行を禁止する場合があります

<問い合わせ先>

柳井土木建築事務所維持管理課

TEL：0820-22-0422

FAX：0820-23-4666

山口県土木建築部道路整備課

TEL：083-933-3686

FAX：083-933-3689

